

令和元年度 東京都土地収用事業認定審議会 議事要旨

- 1 開催日 令和2年1月29日（水曜日）
- 2 開催場所 都庁第一本庁舎16階 特別会議室S3
- 3 出席委員 会長 大貫 裕之（中央大学副学長・中央大学法科大学院教授）
会長代理 山内 喜明（弁護士）
委員 朝日 ちさと（首都大学東京都市環境学部教授）
市川 宏雄（明治大学名誉教授）
志水 三輪子（弁護士）
平野 啓子（語り部・かたりすと）
渡邊 佳英（大崎電気工業株式会社代表取締役会長）
- 4 議 事 審議会の審議方針について

5 議事要旨

本審議会においては、中立性、公正性を旨として審議を行うことを確認した。

また、本審議会の開催契機について、「知事から審議会の意見を求められたとき」のほか、会長が「必要と認めるとき」にも招集することができるよう東京都土地収用事業認定審議会運営要綱を改正した。

（委員意見要旨）

- ① 平成13年の法改正によって導入された本審議会の設置趣旨は、事業認定をするか否かの判断の適正性を客観的に担保するためである。
- ② 国土交通大臣や都道府県知事が行う、事業の公益性を判断する事業認定と、収用委員会が行う補償金の確定と権利移転の決定は、全く違うことを目的とした判断であることを理解することが重要である。
- ③ 公共事業の実施に当たっては、事業計画や補償などの最初の説明がとても重要であり、その際の理解がうまく得られないと訴訟等にも進展する可能性がある。
- ④ 令和元年6月に施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法は、特定所有者不明土地に係る収用手続きを簡素化したことに大きな意義がある。
- ⑤ （要綱改正案について）特別な事案がなくても、定期的を開催して情報共有しておきたいので、今回の開催趣旨には賛成である。

以上